

Legal professional corporation
2018.12 vol. 60

GRACE News Letter

CONTENTS

- トピックス 年末のご挨拶 代表弁護士 古手川 隆訓
- グレイス・ニュース 年末年始の営業のご案内/ビジネス実務法務検定試験®対策講座のお知らせ(企業法務専門部)
- 法律Q&A 「会社の忘年会中に転倒して負傷した場合、労災になる？」 弁護士 永 渕 友 也

TOPICS ☆ 年末のご挨拶

本年も格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も大変お世話になりました。今年、東証一部上場企業の社長の講演を聞いた際、一番心に残った言葉は、「経営者にとって一番大事なことは、企業を存続させること（生き残ること）だ」というものでした。企業規模と関係なく、経営者は様々な経営課題を常に抱えています。5年後、10年後も生き残り、さらに強くなっているためには今何をすべきかということをもいつも考えているはずで

す。弊所は、中小企業の成長を加速させるサポートをさせていただくことを一番大事にしています。

今年は、M&Aのスペシャリストを含めた弁護士の増員、福岡事務所開設、顧問先企業様へのチャットワーク導入による更なるアクセスの向上を図り、顧問先の経営者の方々が事業に専念できる環境の構築に尽力して参りました。

しかしながら、現在、多くの経営者の方が抱えている経営課題の一つである「人手不足」という問題については、未だ十分な解決策をご提供出来ておりません。この点について、来年はより踏み込んだサポートをさせていただきたいと考えています。来年もどうぞ宜しくお願いいたします。

代表弁護士 古手川 隆訓



企業法務

企業法務専門部部長
弁護士 大武 英司

今年も労務対策徹底強化セミナーをはじめとする多くのセミナーを開催し、多くの皆様にご参加いただきました。来年は、人材不足という問題が根強い昨今において、問題社員対策にとどまらず、現有戦力の底上げにお力添えするため、年間を通じて「ビジネス実務法務検定試験®対策講座」を実施いたします。優秀な幹部候補や法務担当者を育成することで、当事務所と顧問先様との日頃の連携を一層強化して参りたい所存です。同講座へのご参加を是非お願いいたします。



事故

事故専門部部長
弁護士 永 渕 友 也

今年、事故専門部では100件以上の事件をお任せいただき、130件近い事件を解決しております。今年、弁護士3名（鹿児島2名、東京1名）、パラリーガル4名の体制で業務を開始しました。各メンバーが、高次脳機能障害の勉強会等に参加するなどして、研鑽を積むことができました。10月に弁護士1名が退所しましたが、来年1月からまた1名強力な弁護士が加入する予定です。来年も、事故専門部一同、全力で交通事故被害者のサポートに取り組みますので、何卒宜しくお願いいたします。



家事

家事専門部部長
弁護士 茂木 佑也

本年も300件を超える離婚や相続のご相談に対応させていただきました。本年は7月より企業法務専門部所属の弁護士であった森田が加入し、よりパワフルかつスピーディーに皆様の家族のお悩みに対応できるようになりました。また、念願であった福岡事務所も開設することができ、現在は福岡はもちろん九州全域の皆様のお力に少しでもなれるよう尽力しております。来年は離婚や単純な相続のみならず、いわゆる事業承継など経営者の皆様の事業のお悩みにも対応できるような体制を整えていきたいと思

本年も皆様より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

来年も誠心誠意努力する所存ですので、より一層のご支援を賜りますよう所員一同心よりお願い申し上げます。

年末年始の営業のご案内

年末は12月28日(金)17時まで、年始は1月7日(月)13時からの営業となっております。

通常と時間が異なりますのでご注意ください。

12/28 (金)	12/29 (土) ~ 1/6 (日)	1/7 (月)	1/8 (火)
通常と終了時間が異なります 9:00 ~ 17:00	休業	通常と開始時間が異なります 13:00 ~ 18:30	通常営業 9:00 ~ 18:30

企業法務専門部
からのお知らせ

～企業体質強化へ！貴社の幹部・法務担当を育てます～
全11回「ビジネス実務法務検定試験®対策講座」開講のお知らせ

受講料 無料!!

この度、顧問先様限定の新規サービスとして「ビジネス実務法務検定試験®対策講座」を開講いたします。各企業に1名、法務担当が“必須”と言われる時代に、顧問先様の社内に法的リスク管理能力のある人材を育てることが目的です。月1度の講座では、企業法務専門部の弁護士が2時間の講義を行い、受講者の皆様がビジネスに役立つ実践的な法律知識を体系的かつ効率的に身につけ、検定へ合格することを目指します。是非奮ってご参加くださいませ。



受講料

無料 (書籍代のみ実費発生)

主任講師

大武 英司 (当事務所企業法務専門部部長弁護士)

お申込み・お問合せ

詳細は同封のA4チラシをご覧ください

法律Q&A

経験豊富なグレイスの弁護士が、身近な法律問題から企業の法務問題まで、弁護士の観点からお答えします。

vol.12

Q 会社の忘年会中に、転倒して負傷した場合、労災になるのでしょうか。

A 具体的事情によっては、労災補償の対象になることもあります。

労災補償の対象になるには、負傷が業務災害に該当する必要があります。業務災害に該当するには、業務遂行性と業務起因性が認められる必要がありますが、忘年会などの懇親会での負傷の場合に問題となるのは、業務遂行性です。まず前提としてその懇親会に業務遂行性が認められるか検討する必要があります。

業務遂行性とは、事業主の支配・管理下にあったことをいいます。懇親会の業務遂行性を判断するにあたっては、多くの裁判例では、懇親会の主催者、目的、参加方法、運営方法、費用負担等を総合的に考慮しているようです。裁判例の多数は、懇親会

の業務遂行性を否定しています。

高等裁判所の裁判例では、結論として懇親会の業務遂行性は否定したものの、「社外行事を行うことが事業運営上緊要なものと客観的に認められ、かつ労働者に対しこれへの参加が強制されているときに限り、労働者の右社外行事への参加が業務行為になると解するのが相当である」と判示したものがああります。このような事情が認められる場合は、懇親会等での負傷であっても労災補償の対象になる可能性があります。

「法律Q&A」では皆様からの法律問題に関するご相談を随時募集しております。info2@grace-law.jpまでご連絡ください。

回答した弁護士

事故専門部

弁護士
永瀨 友也



全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら！
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間：平日9:00～18:00
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります